

衛生事業の取扱いについて

衛生事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成15年12月25日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

衛生事業の取扱いについて

し尿処理については、基本的に現行のとおりとする。
墓地等の経営許可等については、現行のとおりとする。
葬祭場については、合併時まで調整し新市において効率的な運営を図る。
狂犬病予防に関する業務については、現行のとおりとする。

平成16年 1月15日確認 大野郡5町2村合併協議会